金融機能の強化のための特別措置に関する法律第16条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

［第１～第４　略］

第５　従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項（経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第15条第１項の申込みをする場合に限る。）（経営強化計画を提出する金融機関等が農林中央金庫の場合に限り、当該場合以外の場合にあっては、「従前の経営体制の見直し、職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項」とする。）

［第６～第10　略］

（記載上の注意）

［１．～６．　略］

７．従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

［(1)・(2)　略］

(3)　経営強化計画を提出する金融機関等が農林中央金庫以外の場合においては、(2)の「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」は、「一人以上の独立員外監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項」として次の事項を含めて記載すること。

①　２人以上の員外監事がいない場合において、１人以上の独立員外監事（法第16条第１項第５号イに規定する監事をいう。以下この様式において同じ。）を含む２人以上の員外監事を確保するため、員外監事（独立員外監事がいない場合は、独立員外監事を含む。）を新たに選任すること。

②　２人以上の員外監事がいるが独立員外監事がいない場合において、独立員外監事を新たに選任すること。

(4)～(8)　［略］

８．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1)　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表１）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。なお、銀行業高度化等会社（農林中央金庫

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第16条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

［第１～第４　同左］

第５　従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項（経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第15条第１項の申込みをする場合に限る。）

［第６～第10　同左］

（記載上の注意）

［１．～６．　同左］

７．従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

［(1)・(2)　同左］

［加える。］

(3)～(7)　［同左］

８．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1)　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表１）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。